

け、4日目に地震対策担当大臣を指名してはじめて本格的な対策が始まった⁶⁾。危機管理における首相のリーダーシップの弱さが問題といえよう。

[2] 大震災と兵庫県の対応

もとの災害対策基本法（昭和36年）によれば災害の応急対策の遂行の権限と責任は都道府県知事に集中されていた。それは大災害への対応は一方では被災市町村だけでは困難であるが、他方、国では地域の実情を十分に把握することは不可能であるため、両者の中間にある都道府県にその役割を果してもらうことになっていたからである。

しかし今回の経験では兵庫県も大きな被害を受けて初動の段階では大混乱をひき起こし、迅速適切な対応が出来なかった⁷⁾。

(1) 関係者の登庁と対策本部の設置

県庁に一番最初に到着したのは防災係長（6時45分頃）であった。係長は課の部屋に入ろうとしたが、ドアが開かなかつたので仕方なく、破れた壁の隙間から入ったという。すぐ電話が鳴ったが、多くは安否の問い合わせであった。8時10分頃自衛隊の第3特科連隊（姫路）から問合せの電話がかかったが係長は「被害状況は不明であるが、いずれ派遣要請をすることになる」と伝えた⁸⁾。

続いて副知事が6時50分頃に登庁している。副知事は国土庁と静岡県庁勤務の経験があったので地震災害に関心が深いうえに、激震地の東灘区住吉に住んでいたので、被害の大きさを目のあたりにしていた。そこで登庁後、直ちに（午前7時）災害対策基本法第23条に基づく「県災害対策本部」を県庁本庁舎2号館5階に設置した。その後知事と連絡がとれ、対策本部の設置を報告した。それに対して知事は会議を招集することを指示した。併せて災害対策阪神地方本部、同東播磨地方本部、同淡路地方本部を設置した。

知事は公舎で地震に襲われたが、ガラスが割

れ、タンスが倒れた程度でさほど大きな被害はなかった。知事はすぐ110番や県庁へ電話したが通じなかつた。そこで連絡が来る筈だからと公舎で待機していた。迎えが来て登庁したのは8時20分頃であった⁹⁾。

知事が登庁したので直ちに第1回災害対策本部会議が開かれた。県では災害時用に最新鋭の「兵庫衛星通信ネットワークシステム」を備えていたが、自家発電が出来なくなり、機能が停止したため被害状況は明確に把握していなかつたが、次の取り組みを決めた。

- ① 被災状況等災害情報の全体的掌握に全力をあげる。
- ② 人命救助に全力を尽くすことを関係機関に要請する。
- ③ 地域防災計画に従って、各部において迅速に必要な対策を行う。

しかしこ時の出席者は知事（本部長）、副知事（副本部長）はじめメンバー21名中5人にすぎなかつた¹⁰⁾。

(2) 人命救助の要請

人命救助に最大限の努力を払うことを決め、これを警察本部に指示し、自衛隊等関係機関へも要請すべく連絡につとめた。

1) 警察本部の活動

① 災害時には警察本部港島庁舎に「県災害警備本部」を設置することになっていたが発災と同時にポートアイランドは液状化現象が発生し停電したため、指揮室設置は不可能となつた。

そこで6時15分に「兵庫県災害警備本部」を生田警察署に設置した。その後警察本部生田庁舎に通信機器を設置し、9時過ぎそこに災害警備本部を移した。本部が落着いて活動を開始したのは3時間以上も経過した9時すぎであった¹¹⁾。

② 知事から警察本部長に対し、10時に自衛隊に出動を要請した旨を伝え、自衛隊及び消防と協力することを要請した。

6) 小里貞利『震災大臣特命室』読売新聞社 1995年8月 58-59頁

7) 吉井博明『都市防災』講談社 1996年 58頁

8) 同上 59頁

9) 同上 59頁

兵庫県「阪神・淡路大震災——兵庫県1年の記録」平成8年6月 6頁

10) 兵庫県「阪神・淡路大震災——兵庫県1年の記録」平成8年6月 6頁

11) 兵庫県警察本部「阪神淡路大震災警察活動の記録」平成8年11月 52-53頁